衛生管理・感染症対応マニュアル 2024年4月1日版

1. 衛生管理のポイント

放課後等デイサービスは、集団生活の場であるので、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないように普段から衛生面にも十分気をつけなければなりません。細菌などが繁殖しやすくなる季節や天候の時には特に配慮が必要です。衛生面については、支援員同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子ども達に指導していきましょう。

(1) 室内を清潔に保ちましょう

- o 室内の空気を入れ替え、こまめに掃除やタオル類等を交換し、清潔な環境を保ちましょう。
- 開所前だけでなく、時には子ども達と一緒に掃除をしながら、気持ちよく生活できる 環境を作っていきましょう。また、ゴキブリ等の害虫対策も季節に合わせて行いましょう。

(2) 支援員自身が手洗いやうがいをしましょう

風邪や食中毒等の予防として、支援員も手洗いやうがいを必ずしましょう。特にインフルエンザなど感染性のある病気が流行している時には、手洗いやうがいだけでなく、マスクを着用するほか、ペーパータオルやアルコール消毒の使用等、細心の注意が必要です。

(3) 爪は短く切り、清潔にしましょう

o 爪と指の間は洗いにくく、爪が伸びていると清潔を保てません遊びやケンカ等でも 爪が伸びていると危険なので、普段から子ども達の爪が伸びていないか見てあげま しょう。

(4) 感染性の病気に注意しましょう

- 。 日頃から室内で子ども同士が密接している環境では、風邪やインフルエンザだけで なく、頭ジラミや水虫等も流行しやすいものです。
- 。 事業所内での感染があった場合は、それ以上拡がらないように室内や遊具等を清潔に保つよう心がけ、子どもの感染に気付いたら早めに保護者に伝えましょう。又、感染症に関する知識と対応策も支援員として学んでおきましょう。

2. 感染症への対策と発生時の対応

事業所内や学校あるいは地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大予防を図れるよう情報交換を行うことも重要です。

なお、下の表に示すような学校での出席停止措置が法で定められている感染症については、その症状が疑われる場合は保護者と連絡を取り合い、関係機関へ連絡する等、対策 を講じます。また、感染が確認されたときは事業所内での感染を防止するため、感染の恐れがなくなるまで利用を停止します。

学校での出席停止措置が法で定められている主な感染症と事業所利用基準

病名	感染しやすい期間	通所の目安
麻疹	発症1日前から発疹出現後の	解熱した後3日を経過してから
はしか	4 日まで	
風疹	発疹出現の数日前から後5日	発疹が消失してから
三日はしか	間くらい	
水痘 水疱瘡	発疹出現の数日前から	発疹が消失してから
流行性耳下腺炎	発症2日前から耳下腺腫脹後	耳下腺の腫脹が消失してから
おたふくかぜ	5 日	
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜炎	発熱・充血などの症状が出現	主な症状が消え2日経過してから
プール熱	した数日間	
流行性結膜炎	充血・眼脂などの症状が出現	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が
はやりめ	した数日間	消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であ
	出現後 3 週間経過するまで	ること(抗菌薬を決められた期間服用する。
		7日間服用後医師の指示に従う)
腸管出血性大腸		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が
菌感染症		終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便
O157等		によって、いずれも菌陰性が確認されたも
		の
インフルエンザ		発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後
新型コロナウィル		2日を経過するまで
ス感染症		

その他感染症罹患時の利用についても、神戸市の学校出席停止基準と同等とします。

- o すでに通所しているときに体調不良がわかったとき
- 37.5 以上の発熱があったときや、体調不良が認められるときは保護者に連絡をして、早期の帰宅を促したり、別室で安静にしたりと言った対応を行って、本人の健康を守り、他の子どもとの感染が起こらないようにします。
- すでに通所しているときに重篤な体調不良があったとき

- 緊急時対応マニュアルに沿って、救急医療への連絡や、保護者への連絡を行います。
- 感染症対応後の流れ 神戸モデル(早期探知地域連携システム)アプリを利用して、保健所へ必要な連絡を行う。